

(木材需要者側)

氏名	佐藤 耕一
職名	事務局長
団体名	茨城・森から家ネット Ibaraki Morikaraie-Housing Network

1 団体の概要 Brief introduction of the organization

設立 平成 24 年 3 月 1 日

目的 ①消費者から信頼される地域型住宅を供給する ②地域の森林環境及び住環境を守る
③長期優良住宅の普及と施工技術のアップ ④上記を踏まえ後継者の育成を図る
⑤川上から川下までの木材循環システムの構築を目指す

会員数 126 社

原木市場 3 社 製材 15 社 プレカット 5 社 流通 33 社 設計 10 社 施工 79 社
(合計数が合わないのは 1 企業が多数の業種に重複しているため)

主な活動 各種講習会・勉強会(会員向け)・HPを介して消費者に対する住宅情報の発信

2 合法性が証明された木材利用の取組の実態 Outline of utilization of Goho-wood

いばらき木使い運動への納材(会の運営母体である(株)茨城木材相互市場の取り組み)

柱 1 棟プレゼント: 茨城県内に建築される木造在来工法の住宅に対し、県の補助制度を活用し最大 20 万円相当の柱材を助成する制度(茨城県独自の制度)

平成 24 年度は 450 戸分(東日本大震災被災者枠 150 戸を含む)

支給条件: 県内に存する「合法木材供給事業者認定」を受けた事業者が納材・構造材に占める合法木材の利用率 50%以上等

公共物件への納材: 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき茨城県内に建築される公共物件(小中学校等)に基準を満たした合法木材を納入

3 合法性証明木材への取組の背景 Background of the activities

平成 24 年度国土交通省補助事業「地域型住宅ブランド化促進事業」（第 1 回目）に採択
「地域ブランド化事業」（第 1 回目）の採択条件

（1）合法木材に利用推進

当会は合法木材認定制度を活用し、会員工務店 79 社は自社の供給する住宅の構造材に占める合法木材の割合を 90%以上に設定。加えて、構造 2 次部材（母屋・小屋束・大引等）に合法木材の使用数量義務規定を付加（建築延べ坪数×0.05 m³/坪数以上）

納材する全業種（原木市場・製材所・プレカット工場・流通）が合法木材認定制度の加盟店であり、施工会員が提供する住宅に合法木材を供給出来る体制を構築。

（2）日本木材青壮年団体連合会が扱う「木づかい CO2 固定量認証制度」の活用

補助対象となった住宅毎に納材された合法木材の材積合計（構造材+構造 2 次部材に限る）を CO2 固定量認証制度のルールに則して計算し、結果を第三者機関が評価する。

その対象住宅が「どれくらいの量の CO2 を固定できたか」を数値化し、会としての環境保護の取り組みを建築主・消費者にアピールする。

（3）CASBEE 戸建・新築（B+以上）の活用

CASBEE は一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（IBEC）が主催し、長期優良住宅では評価できない「建築物を環境性能で評価・格付けし、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステム」である。

住宅が備える「環境性能」を格付け（数値化）し、会が目指す家造りの目標をわかりやすく数字で示し、建築主・消費者に示す。

その他、多数の条件がある。

4 供給者側への期待 Request to supply side

今回の採択事業で当会の「合法木材」の使用は「構造材・構造 2 次部材」に限定したが今後は、造作材・内外装材等を含め供給できるすべての木材を「合法木材」に限定していきたい。その為には

国産材に関して・・・原木市場（丸太の製材業者が集まって製材業者に対して競り売りを行う市場で丸太の流通の中心になっている）での販売時点でのコストを下げる為、径級別に仕分けし産地を混ぜて売買していることから（茨城の原木市場の場合）原木産地が製材品に反映するシステムを構築する。

輸入材に関して・・・消費者・設計者が輸入材を選定する際、SGEC・FSC・PEFC

の森林認証制度・CoC 認証制度等について、それぞれの制度の概要、認定の内容などを簡単に検索出来るシステムの構築をお願いしたい。

5 団体の今後の取組と課題について Challenges and problems to be solved

発足してまだ間もない団体なので、これから実績・経験を積み地域の住宅産業の発展に寄与できるように家ネットの組織を成熟させていく。

消費者（主に茨城県民）に対して、当会設立の目的をアピールし地域の「住宅建築の情報発信基地」となるようにしていく。

今後の国の施策（省エネルギー法・低炭素住宅等）に対応するべく会員の知識・技術力・対応力の向上を図り、以て、施主（消費者）から選ばれる業者になれるように努力していく。

